

## 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第7号

### 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、この条例の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（以下「7級以上職員」という。）に対しては、支給しない。

第12条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第12条中第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（この条例の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの（以下「6級職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については、1人につき10,000円とする。

第12条第4項中「扶養親族のうち第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族」を「扶養親族たる子」に、「特定扶養親族」を「特定扶養親族たる子」に改める。

第13条第1項中「がある場合又は職員に次の各号の1」を「（7級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、7級以上職員から7級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれか」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者のないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第1号中「場合」を

「場合（ 7 級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」に改め、同項第 2 号中「前条第 2 項第 2 号又は第 4 号」を「扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号」に、「至った場合」を「至った場合及び 7 級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」に改め、同項中第 3 号及び第 4 号を削り、同条第 2 項中「がある場合に」を「（ 7 級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合に」に、「職員に前項第 1 号又は第 3 号」を「扶養親族たる配偶者、父母等がある 7 級以上職員が 7 級以上職員以外の職員となった場合、扶養親族たる配偶者、父母等で前項の規定による届出に係るものがある 6 級職員が 6 級職員及び 7 級以上職員以外の職員となった場合又は職員に同項第 1 号」に、「特定扶養親族」を「特定扶養親族たる子」に、「前条第 2 項第 2 号若しくは第 4 号に該当する扶養親族」を「扶養親族たる子」に改め、同項ただし書中「がある場合又は職員に前項第 1 号又は第 3 号」を「（ 7 級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、7 級以上職員から 7 級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に同項第 1 号」に改め、「扶養親族たる子、父母等がある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除き」を削り、同条第 3 項中「扶養手当は、」を「扶養手当は、扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で 7 級以上職員以外のものが 7 級以上職員となった場合、扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で 6 級職員及び 7 級以上職員以外のものが 6 級職員となった場合又は」に改め、「又は第 1 項第 4 号に該当する事実が生じた場合」を削り、「又は第 4 号」を「第 3 号又は第 5 号」に改め、ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
(平成33年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、この条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第12条第1項ただし書の規定は適用せず、改正後の条例第12条第3項及び第4項並びに第13条の規定の適用については、第12条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(この条例の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの(以下「6級職員」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については11,000円(この条例の適用を受ける職員でその職務の級が6级以上であるもの(以下「6级以上職員」という。)にあっては10,000円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者のない場合にあっては、そのうち1人については11,000円(6级以上職員にあっては10,000円))、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については11,000円(6级以上職員にあっては9,000円))」  
と、同条第4項中「扶養親族たる子で」とあるのは「扶養親族のうちに第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族で」と、「特定扶養親族たる子」とあるのは「特定扶養親族」と、第13条第1項中「扶養親族(7级以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、7级以上職員から7级以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者のないときは、その旨を含む。）」と、同項第

1号中「場合（7級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び7級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは (3) 扶養親族たる子又は扶養親族た

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族た

た者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合

当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により扶養を除く。）

を除く。）

親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

と、同条第2項中「扶養親族

」

（7級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合に」とあるのは「扶養親族がある場合に」と、「扶養親族たる配偶者、父母等がある7級以上職員が7級以上職員以外の職員となった場合、扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者、扶養親族たる子（配偶者のない職員の扶養親族たる子に限る。）若しくは扶養親族たる父母等（配偶者

のない職員の扶養親族たる父母等に限る。 ) 」と、「 6 級職員が 6 級職員及び 7 級以上職員」とあるのは「 6 級以上職員が 6 級以上職員」と、「に該当する事実が生じた場合においては」とあるのは「若しくは第 3 号に該当する事実が生じた場合においては」と、「特定扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子」とあるのは「特定扶養親族でない者が特定扶養親族」と、「又は扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子」とあるのは「又は前条第 2 項第 2 号、第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族でない者が特定扶養親族」と、同項ただし書中「扶養親族（ 7 級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。 ）がある場合、 7 級以上職員から 7 級以上職員」とあるのは「扶養親族がある場合、 6 級以上職員から 6 級以上職員」と、「扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に同項第 1 号」とあるのは「扶養親族たる配偶者、扶養親族たる子（配偶者のない職員の扶養親族たる子に限る。 ）若しくは扶養親族たる父母等（配偶者のない職員の扶養親族たる父母等に限る。 ）がある場合又は職員に同項第 1 号若しくは第 3 号」と、「ときは」とあるのは「ときは、扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除き」と、同条第 3 項中「は、扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「は、扶養親族たる配偶者、扶養親族たる子（配偶者のない職員の扶養親族たる子に限る。 ）若しくは扶養親族たる父母等（配偶者のない職員の扶養親族たる父母等に限る。 ））」と、「 7 級以上職員以外のものが 7 級以上職員となった場合、扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で 6 級職員及び 7 級以上職員以外のものが 6 級職員となった場合又は」とあるのは「 6 級以上職員以外のものが 6 級以上職員となった場合、」と、「者がある」とあるのは「者がある場合又は第 1 項第 4 号に該当する事実が生じた」と、「改定する」とあるのは「改定する。ただし、扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員で扶養親族たる

配偶者があったものについて第1項第3号に掲げる事実が生じた場合において、その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときの当該扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定は、その届出を受理した日の属する月の翌月から行う」とする。

- 3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の条例第12条第1項ただし書の規定は適用せず、改正後の条例第12条第3項及び第4項並びに第13条の規定の適用については、第12条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（この条例の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの（以下「6級職員」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については9,000円（この条例の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（以下「6級以上職員」という。）にあっては6,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき9,000円（職員に配偶者のない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（6級以上職員以外の職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第4項中「扶養親族たる子で」とあるのは「扶養親族のうち第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族で」と、「特定扶養親族たる子」とあるのは「特定扶養親族」と、第13条第1項中「扶養親族（7級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、7級以上職員から7級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号

に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者のないときは、その旨を含む。 ) 」と、同項第 1 号中「 場合 ( 7 級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。 ) 」とあるのは「 場合 」と、同項中「 (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合 ( 扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び 7 級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等た

「 (2) 扶養親  
る要件を欠くに至った者がある場合を除く。 ) 」とあるのは (3) 扶養親  
(4) 扶養親

族たる要件を欠くに至った者がある場合 ( 扶養親族たる子又は前条第 2 項第  
族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場  
族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合

3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、22 歳に達した日以後の最初の 3  
合 ( 前号に該当する場合を除く。 )  
( 第 1 号に該当する場合を除く。 )

月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。 )

と、  
」

同条第 2 項中「 扶養親族 ( 7 級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限  
る。 ) がある場合に 」とあるのは「 扶養親族がある場合に 」と、「 扶養親族  
たる配偶者、父母等がある 7 級以上職員が 7 級以上職員以外の職員となった  
場合、扶養親族たる配偶者、父母等 」とあるのは「 扶養親族たる配偶者若し

くは扶養親族たる父母等（配偶者のない職員の扶養親族たる父母等に限る。）」と、「6級職員が6級職員及び7級以上職員」とあるのは「6級以上職員が6級以上職員」と、「に該当する事実が生じた場合においては」とあるのは「若しくは第3号に該当する事実が生じた場合においては」と、「特定扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子」とあるのは「特定扶養親族でない者が特定扶養親族」と、「又は扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子」とあるのは「又は前条第2項第2号、第3号若しくは第5号に該当する扶養親族でない者が特定扶養親族」と、同項ただし書中「扶養親族（7級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、7級以上職員から7級以上職員」とあるのは「扶養親族がある場合、6級以上職員から6級以上職員」と、「扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に同項第1号」とあるのは「扶養親族たる配偶者若しくは扶養親族たる父母等（配偶者のない職員の扶養親族たる父母等に限る。）がある場合又は職員に同項第1号若しくは第3号」と、「ときは」とあるのは「ときは、扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除き」と、同条第3項中「は、扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「は、扶養親族たる配偶者若しくは扶養親族たる父母等（配偶者のない職員の扶養親族たる父母等に限る。）」と、「7級以上職員以外のものが7級以上職員となった場合、扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で6級職員及び7級以上職員以外のものが6級職員となった場合又は」とあるのは「6級以上職員以外のものが6級以上職員となった場合、」と、「者がある」とあるのは「者がある場合又は第1項第4号に該当する事実が生じた」と、「改定する」とあるのは「改定する。ただし、扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員で扶養親族たる配偶者があったものについて第1項第3号に掲げる事実が生じた場合において、その届出がこれ



に係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときの当該扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定は、その届出を受理した日の属する月の翌月から行う」とする。

- 4 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間は、改正後の条例第12条第1項ただし書の規定は適用せず、改正後の条例第12条第3項及び第13条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。））」と、「が6級」とあるのは「が6级以上」と、「6級職員」とあるのは「6级以上職員」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（7级以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、7级以上職員から7级以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（7级以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。））」とあり、及び同項第2号中「場合及び7级以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（7级以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合に」とあるのは「扶養親族がある場合に」と、「日から、扶養親族たる配偶者、父母等がある7级以上職員が7级以上職員以外の職員となった場合」とあるのは「日から」と、「6級職員が6級職員及び7级以上職員」とあるのは「6级以上職員が6级以上職員」と、同項ただし書中「（7级以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、7级以上職員から7级以上職員」とあるのは「がある場合、6级以上職員から6级以上職員」と、同条第3項中「7级以上職員以外のものが7级以上職員となった場合、扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で6級職員及び7级以上職員以外のものが6級職員」とあるのは「6级以上職員以外のものが6级以上職員」とする。